

## 令和6年度フレイル予防応援教室（通所型・出張型） 公募に係る質問一覧

回答番号	分類	項目	質問事項	回答
Q1	募集要領	3 募集事業所数	全市で19事業所、青葉区で5事業所であり、説明会にて全区域をカバー出来るようにバランスを考えるとの事でしたが、仙台市として事業が別であること（総合事業と一般介護予防事業）、対象者も別であることから、訪問・通所連動型短期集中予防サービスと併せての受託も可能であるということでしょうか。	フレイル予防応援教室は通所型19事業所、出張型1事業所の計20事業所を募集しております。そのなかで通所型は、市内全体のバランスを考えて青葉区5事業所、宮城野区3事業所、若林区3事業所、太白区4事業所、泉区4事業所程度を想定しております。（募集要領「3 募集事業所数」より）事業所数は想定となりますので、同一及び近隣圏域内における委託予定事業所数の状況を加味して変動する可能性はございます。 訪問・通所連動型短期集中予防サービスとフレイル予防応援教室双方を受託いただくことも可能です。
Q2	仕様書	3 対象者	元気応援教室では地域包括支援センターが窓口だったが、本事業では地域包括支援センターを通さずに、受託者が主体で進めていくということか。 また、上記に付随し担当者会議などは実施しないという認識で相違ないか。	申込み窓口は、参加者の利便性を考慮し、地域包括支援センターまたは事業所どちらでも受付できるものとします。対象者は、仕様書「3 対象者」で示す通り、市内在住（仙台市住民基本台帳に登録されている者に限り）で介護予防が必要な65歳以上の高齢者です。介護予防が必要な65歳以上の高齢者は、SARC-Fの基準に該当する者となりますので（除外要件は記載を省略）、事業所で受け付けを行った際に対象者に合致するか確認のうえ参加を勧めてください。 本事業は、サービス担当者会議不要です。
Q3	仕様書	3 対象者	今回の事業では、参加者の選定は事業所に一任するということがよいか。参加までのフロー図（仕様書p.10）では介護予防ケアマネジメントは不要と記載があるが、ページ下部の取扱いでは地域包括支援センターはアセスメント等必要なマネジメント業務を実施するとなっている。	参加対象者は、Q2回答のとおり地域包括支援センターまたは事業所どちらでも受付できることを想定しております。事業所で受付した際は、仕様書「3 対象者」に合致するか確認のうえ参加を勧めてください。P10の参加までのフロー図に記載のとおりフレイル予防応援教室のみ利用の際はケアマネジメントは不要です。しかしご指摘のとおり、下の【利用に至るまでの取り扱い】の文章では、「訪問・通所連動型短期集中予防サービスorフレイル予防応援教室の利用を希望する者がいた場合、地域包括支援センターはアセスメント等必要なマネジメント業務を実施する」という記載になっておりました。ケアマネジメントが必要なのは、訪問・通所連動型短期集中予防サービスのみとなりますので、仕様書を修正いたします。
Q4	仕様書	3 対象者	SARC-Fを実施する主体および実施タイミングがいつなのか、具体例を示してほしい。 仮に受託者が「①対象者を募集」し「②応募者の中から「SARC-F」を実施した場合、10名の応募があっても該当者が0名になるケースが考えられる。また、悪意を持って実施する受託者がいた場合、本来介護予防が必要でない方に対し、必要であるかのように結果を偽ることも考えられる。	SARC-Fは、高齢者が参加の意思を示したときに地域包括支援センターもしくは事業所に実施していただきます。基準に該当した場合は参加申込書を記載のうえ、教室に参加いただく流れとなります。 「本来介護予防が必要でない方に対し、必要であるかのように結果を偽ることも考えられる」という点については、本事業では参加初日と参加最終日にSARC-F及び5回立ち上がりテストを実施いただき、事業の効果を確認します。また事業所訪問や情報交換等を行い、事業内容を確認することで、防止したいと考えております。
Q5	仕様書	3 対象者	市内在住の方で自力での来場が出来る方であれば、区は関係なくどこからでも参加可能ということになるか。	市内であればこの事業所でも利用可能です。
Q6	仕様書	6 委託業務内容	提供回数について、今回実施期間は第1期から第3期（合計9カ月間）だが、全ての期での実施が必須となるか。第1期のみ実施、第1期・2期のみ実施などの形でも応募はできるか。また、いずれかの期を実施しないことで審査に影響はあるか。	本事業は、第1期から第3期全てを実施いただくものとなります。全て実施いただくことが可能な場合のみご応募ください。
Q7	仕様書	6 委託業務内容	（3）地域包括支援センター等との連携について、「密接な連携」とは具体的にどのようなことが想定されるかご教示いただけますでしょうか。	事業所で申込を受付した際は、地域包括支援センターに電話で氏名、性別、年齢、住所、電話番号、受付日、SARC-Fの点数をお伝えいただくとともに、教室参加にあたり地域包括支援センターに伝えておくべき事項があれば情報提供いただけます。また、仕様書6（6）のとおり、事業終了後も継続して参加者が心身機能を保持し、外出や運動の習慣を身に着けられるように地域包括支援センターから参加者が居住する地域の通いの場等の状況について情報をもらうなどの連携を想定しております。
Q8	仕様書	6 委託業務内容	（3）地域包括支援センター等との連携について、本事業の提供終了後も、地域包括支援センターに対し当該参加者に係る情報の提供を行うとありますが、この個人情報の提供にあたり、事前に承諾を得るための様式などはあるか。	本市で様式を作成いたしますので、そちらを使用していただきます。
Q9	仕様書	6 委託業務内容	（4）事業内容について、元気応援教室の時代から、自宅での再現性のないマシントレーニングを中心とした無料のフィットネスジムにはならないように指導されてきたが、説明会では、フィットネスジムへの支援事業であるかのような印象を受けてしまった。	本事業は運動の習慣化を目的の1つとしておりますので、参加者がセルフケアを継続できるよう事業を実施していただきたいと思っております。事業目的からもフィットネスジムやデイサービスなど、幅広く高齢者向けの運動プログラムを実施できる事業所の参入を想定しております。
Q10	仕様書	6 委託業務内容	（4）事業内容 ②口腔プログラムの実施について、今後は看護師による口腔プログラムの実施は不可ということか。	口腔プログラムの実施については、仕様書6（4）②のとおり、歯科衛生士または言語聴覚士が実施するものとしており、歯科衛生士または言語聴覚士が実施した際に1回10,000円が加算されます。そのため、看護師によるプログラム実施の際には加算されませんので、ご承知おきください。

Q11	仕様書	6 委託業務内容	(4) 事業内容 ⑦利用開始について、準備などの対応が出来ていれば、極論、前月末日や当月の申し込みでも参加可能か。例えば、7月1日が初回実施日で6月28日の受付や、7月3日が初回実施日で7月2日が受付など。	可能です。
Q12	仕様書	6 委託業務内容	(4) 事業内容 ⑧体力測定について、事前、事後の体力測定は「5回立ち上がりテスト」「SARC-F」以外は実施しないという認識で相違ないか。	受託元として必須として実施いただくものは「5回立ち上がりテスト」「SARC-F」のみです。その他、参加者の効果判定に必要な評価が想定される際は、事業所独自で実施いただくことは可能です。
Q13	仕様書	8 人員基準	職種、資格等について末尾に看護師「等」とあるが、民間資格や社内資格であっても実績や経験によっては指導可能か。	民間資格や社内資格でも従事は可能ですが、本事業で求めている業務内容は「高齢者の介護予防に資する体制の指導等」であるため、この業務内容が可能である資格や職種であることを求めています。なお、民間資格や社内資格の場合、応募書類の様式10の備考欄にどのような資格なのかがわかるよう資格の内容等を記載ください。
Q14	仕様書	1 1 その他遵守事項	(10) 個人情報の保護 ⑥について、事業担当者会議等とあるが、この会議は何を指しているか。サービス提供前の担当者会議のことなのか、事業所間の意見交換会のようなものなのか。	事業担当者会議等については、場合によっては、地域包括支援センターから地域ケア会議や事例検討会などへの参加を求められる場合があるため、そのような会議の総称で「事業担当者会議等」と表記しておりました。
Q15	仕様書	1 1 その他遵守事項	(11) 再委託の禁止について、弊社はスポーツクラブという特性上、業務委託スタッフ（スタジオインストラクター等）が多く活躍しており、業務委託者が本事業の指導を担う場合は「再委託」に該当するか。また、業務委託者が担当する際に、雇用スタッフがサポートに入らないといけないなどの制限はあるか。	ご質問に記載の「業務委託者」が、委託事業所と委託契約を締結して従事されているスタッフの場合、第三者が個人情報を取り扱うという「再委託」にあたります。仕様書11(11)に記載のとおり「第三者に個人情報を取り扱う業務につき再委託してはならない。ただし、特別な事情がある場合であって、あらかじめ本市に文書で通知し承認を得た場合はこの限りではない」との記載があることから、事前に承認を得ていただきます。雇用スタッフがサポートに入ることは契約上求めておりませんが、必要があれば実施いただきたいと思います。
Q16	仕様書	全体	教室実施中止の判断について 自然災害等（台風や大雪等）の理由での実施中止の判断は、事業所判断でよろしいでしょうか？また中止した場合の振替日の設定は必要でしょうか？ 例) 毎週金曜日で設定。台風のため実施を中止 ・振替を翌週にした場合、一週間で2回の実施となる ・12週後に振替日を設定した場合、3カ月の期間内での実施が不可	自然災害等により参加者に被害が及ぶ可能性が高いと事業所が判断した場合は教室を中止してください。その場合、3カ月のなかで12回実施できるように調整をお願いします。例)にある通り、1週で複数回実施することは可能です。そのような対応をしてもなお3カ月以内での実施が困難な場合は、理由をお伺いしたうえで判断させていただきますので事前にご相談ください。
Q17	応募書類		応募書類の提出時の証明書類（法人市民税納税証明書、登記簿謄本、印鑑証明書など）について、すべて原本の提出が必要であるか。その場合、複数公募申請するケースでは原本で複数分を準備するのか。写しで代用できるケースはないか。	正本、副本については正は原本でご準備いただき、副は写しで構いません。 同じ法人で複数事業所を応募いただく際、提出時の証明書類（法人市民税納税証明書、登記簿謄本、印鑑証明書など）の内容に変わりがなければ、1つの事業所の正のみ原本、その他事業所は写しで構いません。
Q18	応募書類		通所型と出張型の双方を申し込む場合、どのように応募書類を準備したら良いか	応募書類として提出する様式は様式1から様式12までありますが、様式11号「見積書」のみ通所型、出張型各々作成してください。